

令和7年3月新規高等学校等卒業予定者に係る応募・推薦について
(島根県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項)

令和6年3月11日
島根県高等学校就職問題検討会議

経済団体、高等学校、島根県知事部局、島根県教育庁及び島根労働局で構成する島根県高等学校就職問題検討会議は、令和6年3月卒業予定者を対象とした応募・推薦について複数の就職機会の中から希望に合致した職業を選択できる機会の拡充を図り、また就職の機会均等を保障するため、下記のとおり申し合わせる。

記

1 応募・推薦について

令和6年10月31日までは、一人一社のみのお応募・推薦とし、令和6年11月1日以降は、一人二社までお応募・推薦を可能とする。

推薦にあたっては、専願・併願の区別は求人者に知らせないこととし、求人者に併願である旨の了承を得る必要はないこととする。

2 応募書類について

全国統一お応募書類の「履歴書」の作成方法は、手書き記入、パソコン入力による作成があります。選考時には作成方法ではなくお応募書類の内容からお応募者の適性・能力を基準として判断していただきますようお願いいたします。

3 選考について

求人者には、令和6年11月1日以降のお応募者の選考を行おうとする場合、併願者もありえることを周知のうえ理解を求めることとするが、求人者はお応募者に対し専願・併願の別は聞かないこととする。

4 公正な採用選考の実施について

求人者は、その採用選考が就職差別につながることをないよう、お応募者の適性と能力のみを基準とした採用選考を実施すること。

事業主の皆様へ お知らせとお願い

令和7年3月新規高等学校等卒業予定者に係る応募・推薦について
島根県高等学校就職問題検討会議

経済団体、高等学校、島根県知事部局、島根県教育庁及び島根労働局で構成する島根県高等学校就職問題検討会議では、令和7年3月卒業予定者を対象とした応募・推薦について複数の就職機会の中から希望に合致した職業を選択できる機会の拡充を図り、また「就職の機会均等」を保障するため、下記のとおり申し合わせを行いましたので、事業主の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 応募・推薦について

令和6年10月31日までは、一人一社のみの応募・推薦とし、令和6年11月1日以降は、一人二社までの応募・推薦を可能とします。

推薦にあたりましては、専願・併願の区別は事業主の皆様にお知らせはいたしません。11月1日以降の応募者の採用・選考を行われる場合、複数の求人に応募している生徒もいることをご承知ください。

なお、学校長からの応募用紙送付文の日付が10月31日までであれば専願であり、11月1日以降の日付であれば併願もあり得るとご理解ください。

また、公務員との併願につきましては、申し合わせは行っていません。

2 選考について

事業主の皆様には応募者に対し専願・併願の別は聞かないよう注意をお願いします。

3 応募書類について

全国統一応募書類の「履歴書」の作成方法は、手書き記入、パソコン入力による作成があります。選考時には作成方法ではなく応募書類の内容から応募者の適性・能力を基準として判断していただきますようお願いいたします。

なお、「履歴書」の作成方法については、事業主の皆様の意向を踏まえて高卒求人に記載してください。

4 学校への採否の連絡について

採否決定について選考後できるだけ速やかに決定し、1週間以内には学校へ文書通知できるよう配慮してください。

5 求人活動について

内定辞退者があった学校に対して、以後求人を控えることのないよう、次年度以降も従来と同様に取扱っていただきますようお願いいたします。

6 公正な採用選考の実施について

事業主の皆様には、採用計画をはじめ、求人活動、選考基準・方法、採否決定及び採用後の配置等について、過去の慣習や経験にとらわれることなく、「就職の機会均等」の保障を阻害していないか十分に点検され、応募者の適性と能力のみを基準とした採用選考を実施していただくようお願いいたします。